

第3回 三重県環境審議会産業廃棄物条例部会 事項書

日時:令和元年6月28日(金) 9:30 ~

場所:三重県庁講堂棟 第131・132会議室
(津市広明町13番地)

1 開会

2 議事

- (1) 産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し
- (2) 優良認定処理業者への委託時における規制の合理化等
- (3) 建設系廃棄物の適正処理に係る受注者(元請業者)の責務の追加等

3 その他

4 閉会

配布資料一覧

- 資料1 合意形成手続に係る課題に対する対応案
- 資料1-1 環境影響評価制度対象事業に係る合意形成手続の位置づけについて
- 資料1-2 合意形成の対象及び判断基準について
- 資料1-3 各手続における期間の設定について
- 資料1-4 合意形成手続を要する対象施設について
- 資料1-5 合意形成手続フロー(案)
- 資料1-6 条例の実効性確保について
- 資料2 第2回部会における指摘事項に対する対応案
(優良認定処理業者への委託時における規制の合理化等)
- 資料2-1 優良認定処理業者への委託時における規制の合理化
- 資料3 第2回部会における指摘事項に対する対応案
(建設系廃棄物の適正処理に係る受注者(元請業者)の責務の追加等)
- 資料3-1 建設系廃棄物の適正処理に係る受注者(元請業者)の責務の追加等
- 資料3-2 土地所有者等の責務の見直し

合意形成手続に係る課題に対する対応案

【合意形成手続の具体的事項について】

	課 題	対応案
1	<p>集团的合意形成手続と環境影響評価に係る手続との関係性について、それぞれの法令の目的の観点を踏まえて整理が必要である。</p>	<p>環境影響評価制度の規定に基づく説明会及び意見書・見解書の手続が的確に行われ、事業計画が周辺住民等の意見を反映させたものとなっているときには、産廃条例で目的とする合意形成についても図られているものと考えられることから、環境影響評価制度の手続を産廃条例の手続に代えることができるものとして合理的な運用を図る規定を設けたいと考えています。</p> <p>(→資料 1 - 1)</p>
2	<p>手続終了報告において、合意形成が図られなかったという報告があった時の対応について整理が必要である。</p>	<p>合意形成が図られなかった理由や内容について詳細を確認し、必要な場合は、再度の説明会の実施や意見書・見解書の手続を求めることができる制度にしたいと考えています。</p> <p>ただし、周辺住民等からの意見が合理性を欠くものであって、設置者の取組が十分であり、かつ生活環境保全のための十分な配慮がなされていると認められる場合は、合意形成がなされたものと同等の取扱いをすることが妥当と考えられます。</p>
3	<p>手続終了報告に対して、合意形成の判断をどのように行うのか整理が必要である。</p>	<p>原則として、設置者の見解に対し、各手続の期間において周辺住民等からさらなる意見書が提出されなくなることをもって合意形成が図られたと判断することとします。</p> <p>ただし、周辺住民等からの意見が生活環境保全上の見地とは異なった合理性を欠くものであって、設置者の取組が十分であり、かつ生活環境保全のための十分な配慮がなされていると認められる場合は、合意形成がなされたものと同等の取扱いをすることが妥当と考えられます。</p> <p>(→資料 1 - 2)</p>

	課 題	対応案
4	<p>その他、新たな課題事項として、各手続における期間の設定、合意形成手続の対象施設について整理が必要である。</p>	<p>○各手続における期間の設定 各手続の期間については、設置者と周辺住民等が十分なコミュニケーションを図れるよう、廃棄物処理法に係る公告・縦覧手続及び環境影響評価制度並びに他府県の事例を参考に、明確に規定します。 (→資料1-3)</p> <p>○条例手続に係る適用除外 現行要綱の運用に鑑み、施設の円滑な設置が見込まれ、かつ、生活環境に十分配慮した施設を設置する場合等については、事前に知事との協議を求めたうえで、合意形成手続の適用を除外する規定を設けたいと考えています。 (→資料1-4)</p>

【条例の実効性の確保について】

	課 題	対応案
1	<p>条例手続きを行わない者への勧告・公表の規定について、いつどのような事柄について行うか整理が必要である。</p>	<p>各手続に対して想定される違反状態を整理し、勧告対象及び勧告内容を整理しました。 (→資料1-6)</p>
2	<p>合意形成手続と廃棄物処理法の許可について、それぞれの趣旨・目的を整理したうえで、解釈規定を置くかどうか判断すべきである。</p>	<p>条例本則に、「条例手続きを経ない者については、適切な運営が期待できない者と推定する」と規定することで、手続を経ずに法の規定に基づく許可申請を行った場合、申請者が欠格要件に該当する蓋然性が高いものとして、当該行為を含めて欠格要件該当性を判断する等、法に定める許可基準に従い審査することが妥当と考えられます。 (→資料1-6)</p>

環境影響評価制度対象事業に係る合意形成手続の位置づけについて

環境影響評価制度対象事業となる廃棄物処理施設を設置・変更する場合、説明会の実施及び意見書・見解書の手続について、環境影響評価制度の手続を産廃条例の手続に代えることを可能としてはどうか。

(考え方)

今回新たに規定する 合意形成手続 については、事業計画者による生活環境により配慮した施設の設置等を目指し、周辺住民等との合意形成を図ることを目的 としているところ、環境影響評価法若しくは環境影響評価条例（以下「環境影響評価制度」という。）では、社会的合意形成への努力が促されるものの、関係者等からの意見をどこまで 事業計画に反映させるか については、事業計画者の判断 によるところとなります。

今回新たに規定する合意形成手続においては、説明会の開催や意見書・見解書の手続といった環境影響評価制度に基づく手続と同様の手続を求めることとなるため、当該規定を一律に適用するものとした場合、これらの 手続を重複して行う必要が生じます が、環境影響評価制度の規定に基づく手続が的確に行われ、事業計画が周辺住民等の意見を反映させたものとなっているときは、産廃条例で目的とする合意形成についても図られる ものと考えられます。

このため、環境影響評価制度の規定に基づく手続きにおいて、周辺住民等との合意形成が図られたと認められる場合は、当該手続きを産廃条例の手続に代えることができる ものとして合理的な運用を図ることが事業計画者の負担軽減になると考えられます。

合意形成の対象及び判断基準について

合意形成を図る対象者は現行要綱と同一としてはどうか。また、合意形成が図られたと判断する基準を、原則として、意見書が提出されなくなることにしてはどうか。

(1) 合意形成を図る範囲

(考え方)

現行の同意制度では、設置する施設に応じて、事業計画地の隣接地所有者、周辺居住者等、水利権者等を合意形成の対象としています。

現行の要綱による運用において、合意形成の対象となる範囲について大きな問題となった事例はないことから、改正条例における 合意形成の対象者は現行と同様 とすることが妥当であると考えます。

また、現行の同意制度 においては隣接地所有者と周辺居住者及び水利権者とは、その 同意取得割合が異なっています が、今回新たに規定する合意形成手続においては、事業計画者がより良い生活環境の保全を目指し、周辺住民等との合意形成を図ることを目的としていることから、対象者から提出される 生活環境保全上の見地からの意見全て について、最大限配慮 する必要があると考えます。

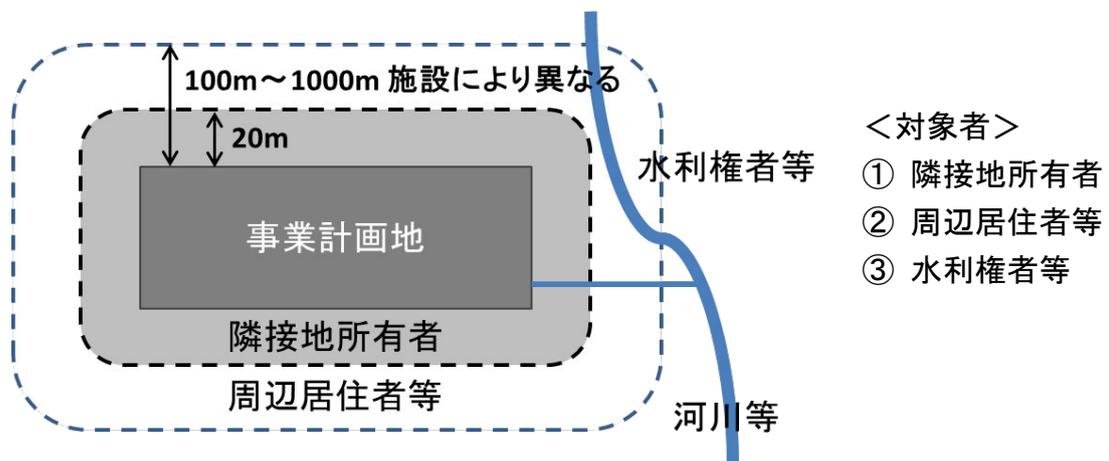


図 合意形成手続の対象者

(2) 合意形成が図られたと判断する基準

(考え方)

合意形成手続においては、産業廃棄物処理施設の設置等による生活環境への影響をより小さくすることを目的に、事業計画者と周辺住民等が十分なコミュニケーションを図ることが重要であり、最終的には 環境配慮事項を含めた事業計画について周辺住民等からの理解が得られたことをもって合意形成が図られたとすることが適切と考えられます。

したがって、周辺住民等からの正当な意見が提出される限りにおいては、事業計画者として当該意見に対し真摯に対応し、事業計画に反映することが必要であることから、事業計画者の見解に対し、周辺住民等からさらなる意見書が提出されなくなることをもって、周辺住民等の理解が得られたと判断することが妥当と考えられます。

ただし、一部の周辺住民等から生活環境保全上の見地とは異なった合理性を欠く意見が提出され続ける場合等で、事業計画者の 取組が十分であり、かつ生活環境保全のための十分な配慮がなされていると判断できるときは、合意形成が図られたものと同等の取扱いをすることが妥当と考えられます。

各手続における期間の設定について

各手続段階における期間はどうあるべきか。

(考え方)

今回新たに規定する合意形成手続については、事業計画者と周辺住民等が十分なコミュニケーションを図る必要があることから、事業計画そのものや周辺住民等から提出された意見に対する 事業計画者の見解の十分な周知が重要 です。

事業計画者が作成する事業計画書や見解書の 縦覧期間 については、説明会に先立って 十分に事業計画を確認できる期間 を設ける必要があるとともに、周辺住民等が 意見書や再意見書を作成するにあたり常に参考とできる ようにしておく必要があると考えられます。

一方、周辺住民等による 意見書の提出期間 については、1 回目は事業計画の閲覧や説明会を受けて 事業全体についての意見を検討できる期間 を設ける必要がありますが、事業計画者が作成した 見解書に対する再意見書の提出期間については論点が限定 されることから、そこまで長い期間を設ける必要はないものと考えられます。

以上をふまえ、各手続の期間は、廃棄物処理法第 15 条第 4 項に係る告示・縦覧手続等及び環境アセスメント制度並びに他府県の事例を参考に、以下のとおりとすることが妥当と考えられます。

(検討案)

手続内容	期間	設定根拠
事業計画書の縦覧	説明会の開催日の 14 日前 以前から手続終了まで	廃棄物処理法、環境影響評価制度、他府県条例を参考
説明会見解書の縦覧	手続終了まで	—
住民等の意見書の提出	説明会開催日の翌日から 30 日以内	廃棄物処理法、環境影響評価制度、他府県条例を参考
意見書に対する 見解書の縦覧	手続終了まで	—
見解書に対する 再意見書の提出	見解書縦覧開始日の翌日 から 20 日間	他府県条例を参考

合意形成手続を要する対象施設について

産業廃棄物処理施設の設置及び変更にともない、生活環境保全上の配慮が十分になされ、周辺住民等の不安感、不信感が抱かれにくいと考えられる場合には、合意形成手続に係る規定の適用を除外してはどうか。

現行の指導要綱では、産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防や周辺住民等の不安感や不信感の解消を図ることを目的に、原則として、事業計画者に対し事前に周辺住民等の同意を得ること求めています。

一方、同要綱においては、一定の要件を満たす産業廃棄物処理施設については、その設置等に際し同意を取得しなくてもよいとする規定を設けていますが、これまで同意取得等の手続を経ずに設置された施設について、周辺住民等との紛争が生じる等により事業の停止に至った事例はありません。

このことから、今回新たに規定する合意形成手続についても、以下の対象例を念頭に、生活環境保全のための十分な配慮がなされた施設を設置する場合や、既に合意形成が図られた上で設置した施設を更新する場合、施設の変更等に際して周辺環境への影響が増大しない場合等については、現行制度と同様の考え方で合意形成手続に係る規定の適用を除外しても差し支えないものと考えます。

なお、合意形成手続に係る規定を適用除外する場合にあっては、当該施設の設置又は変更に係る計画を確認したうえで適用除外の対象となるかを判断する必要があるため、事前に知事との協議を求める規定を設けることが妥当と考えられます。

【今回新たに規定する合意形成手続を適用除外する対象例】

- 処理施設を工業専用地域に設置する場合
- 自ら移動する施設を設置する場合
- 処理能力が増加しない施設の更新に係るものであって生活環境への負荷を増大させないことが明らかな場合
- 再資源化のみを目的とした施設の設置であって、周辺環境への配慮が十分なされていると認められる場合
- 処理施設の変更の場合、主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10%以上の変更を伴わない場合。
- その他、知事が認める施設の設置又は変更であって、周辺環境への配慮が十分なされていると認められる場合。

＜参考 1＞ 現行の適用除外施設

- (1) 化製場等に関する法律第 3 条第 1 項の規定による許可又は同条第 2 項の規定による届出を要する中間処理施設
- (2) 道路運送車両法 2 条第 2 項に規定する自動車に搭載され、又はけん引される等自ら移動する施設
- (3) 現に実施している事業の主たる内容が産業廃棄物の処理以外のものであって、燃料原料等と使用し、又は使用しようとする物が産業廃棄物に該当するため、産業廃棄物処理業の許可を要する場合
- (4) 資源循環型産業廃棄物処理施設として知事が認める施設
- (5) 国、地方公共団体、広域臨海環境整備センター法第 3 条に規定する広域臨海環境整備センター、法第 15 条の 5 第 1 項に規定する廃棄物処理センター及び知事が認める特殊法人が設置する施設、公有水面埋立法の規定により設置される施設並びに公共事業により既設の産業廃棄物処理施設に変更等が生じた場合で知事が認める施設
- (6) 市町が県と同様の要綱等を定めており、それに基づく事前協議等が終了している場合であって、知事が認めるとき。
- (7) その他環境保全上支障がないと知事が認める場合

＜参考 2＞ 他県の状況

事前手続に係る条例を制定している三重県を除く 14 の道府県において、適用除外の規定を設けている自治体は、下表左欄のとおり。

適用除外規定あり	適用除外規定なし
岩手県、宮城県、茨城県、長野県、岐阜県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、福岡県	北海道※、愛知県※、大分県 (※事前手続の対象となる施設が限定的)

条例の実効性確保について

条例手続を行わない者への勧告、公表等に加え、廃棄物処理法に定める許可要件の解釈規定を条例に規定し、条例の実効性を確保することは可能か。

(1) 勧告・公表等の規定について

(考え方)

今回、新たに規定する合意形成手続については、事業計画者による生活環境により配慮した施設の設置等を目指し、周辺住民等との合意形成を図ることを目的としています。また、その過程においては、事業計画者と周辺住民等が十分なコミュニケーションを図り、業務の運営管理を含めた事業計画について周辺住民等の理解が得られることが重要と考えられます。

このため、事業計画者が 条例手続を適切に実施しない 場合や虚偽の報告をした場合や 条例手続を行わないまま 廃棄物処理法の 施設設置許可申請や処理業許可申請 を行った場合に、事業計画者に対し必要な条例手続を講じるよう勧告することができる規定を設けることが適切と考えられます。

なお、勧告の対象については別紙のとおりとし、さらに、勧告を受けた事業計画者が それでもなお条例手続を適切に実施しない 場合は、その旨を 公表できる規定 を設けることが適切と考えられます。

<参考> 他県の状況

事前手続に係る条例を制定している三重県を除く 14 の道府県において、勧告、公表規定を設けている自治体は、下表左欄のとおり。

勧告、公表規定あり	勧告、公表規定なし
岩手県、宮城県、長野県、岐阜県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、福岡県、大分県（公表規定無し）	北海道、茨城県、愛知県、

(2) 法に係る許可要件の解釈規定について

(考え方)

産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の許可については、欠格要件に該当しない場合には、必ず許可しなければならないものと解されており、許可を与えるか否かについて裁量権が与えられているものではありません。

欠格要件の一つである「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者（廃棄物処理法第7条第5項第4号ト）」について、環境省通知では、「申請者の資質及び社会的信用性等の面から、将来、その 業務に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性

をもって予想され、業務の適切な運営を期待できないことが明らかである者」であるとされています。

条例手続を適切に行わずに法の許可申請がされた場合、その申請者は 条例に定められた手続を行わないという事実をもって、その 業務に関して不正又は不誠実な行為をすることが予想されるものの、業務の適切な運営を期待できないことが明らかと断定することはできません。そこで、条例本則に、「条例手続を経ない者については、適切な運営が期待できない者と推定する」等と規定した上で、当該行為を含めて欠格要件該当性を判断する等、法に定める許可基準に従い審査することが妥当と考えられます。

一方、廃棄物処理法第15条に係る施設設置許可については、廃棄物処理法第15条の2第1項第2号の規定に基づき周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮（以下「環境適正配慮」という。）がなされたものであることが許可の要件とされていますが、条例手続を経ないことをもって環境適正配慮がされていないとは必ずしも言えないものと考えられます。

以上のことから、条例の実効性を確保するうえで、勧告・公表等の規定と併せて廃棄物処理法上の 許可条件（欠格要件）にかかる解釈規定のみを設けることが妥当と考えられます。

（検討案）

- ①合意形成手続の規定について、産業廃棄物を処理する施設の設置に加え、その適切な運営も目的としていることを条例本則に明記する。
- ②条例手続を適切に行わない者は、廃棄物処理法第7条第5項第4号トに該当すると判断する場合もあることを条例本則に明記する。

<参考> 他県の状況

事前手続に係る条例を制定している三重県を除く14の道府県のうち、廃棄物処理法に定める許可要件の解釈規定を条例に規定する自治体は3自治体ある。

	廃棄物処理法の規定	その他許可の制限に係る規定
岐阜県	環境適正配慮	業許可への許可条件（条例手続終了通知を受ける旨）の付与
京都府	環境適正配慮、おそれ条項	—
鳥取県	環境適正配慮	業許可への許可条件（条例手続終了通知を受ける旨）の付与

【条例手続の各段階に対する勧告対象及び解釈規定の該当性】

条例手続	勧告対象	勧告内容	おそれ条項該当性	環境適正配慮該当性		
事業計画書提出	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画書を提出せず、許可申請を行ったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 条例手続を行うこと。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ● 条例手続を行う意思が無いことは、おそれ条項に該当すると判断できる。 	×	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正配慮された施設であるか否かの判断ができない
説明会開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 説明会を開催せず、終了報告を提出した時 ● 虚偽の説明会の開催結果について、終了報告を提出したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 説明会を実施のうえ、住民等から提出された意見に対応のうえ、終了報告を行うこと。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ● 条例手続を適切に行う意思が無いことは、おそれ条項に該当すると判断できる。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業計画書から一定の適正配慮された施設であるか否かの判断は可能であるが、リスクコミュニケーションが図られていないことは、配慮されていないと判断できる。
意見書・見解書手続	<ul style="list-style-type: none"> ● 意見書・見解書手続を行わず、終了報告を提出したとき ● 虚偽の見解書を作成し、終了報告を提出したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 意見書・見解書手続を適切に行ったうえ、終了報告を行うこと。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ● 条例手続を適切に行う意思が無いことは、おそれ条項に該当すると判断できる。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業計画書から一定の適正配慮された施設であるか否かの判断は可能であるが、リスクコミュニケーションが図られていないことは、適正配慮されていないと判断できる。
合意形成手続 終了報告	<ul style="list-style-type: none"> ● 終了報告を提出せず、許可申請を行った時。 ● 虚偽の終了報告を作成し、許可申請を行ったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 終了報告書を提出すること。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ● 条例手続を適切に行う意思が無いことは、おそれ条項に該当すると判断できる。 	△	<ul style="list-style-type: none"> ● 説明会及び意見書・見解書手続の内容を反映した許可申請であれば、適正配慮されていないとは言い切れない。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 終了報告の提出後に、合意形成が図られていないと判断されるとき 〔※設置者による責が無いと認められる場合には、勧告の対象とはならない〕 	<ul style="list-style-type: none"> ● 再度、合意形成を図ること。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民意見等に対して、真摯に対応していないときには、おそれ条項に該当すると判断できる場合もある。 	△	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民意見等に対して、真摯に対応していないときには、リスクコミュニケーションが図られておらず、適正配慮されていないと判断できる場合もある。
許可申請						

第 2 回部会における指摘事項に対する対応案
 (優良認定処理業者への委託時における規制の合理化等)

【優良認定処理業者の育成に係る理念規定】

	指摘事項	対応案
1	<p>優良認定処理業者の育成に係る理念規定は、県の政策的な観点によるところが大きいと考えられるが、仮に、規定するのであれば、優良認定処理業者の育成に限定するのではなく、適正処理の一層の確保という観点から規定してはどうか。</p>	<p>現行条例第 3 条第 1 項では、県の責務として「県は、事業者、産業廃棄物処理業者、土地所有者等、市町その他の行政機関及び県民との緊密な連携を図りながら、産業廃棄物の適正な処理の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする」と規定しており、優良認定処理業者の育成も当該規定に含まれるものと考えています。このため、ご指摘も踏まえ、当該理念の規定化は行わないことに改めます。</p> <p>なお、優良認定処理業者の育成については、重要な具体的施策であることから、今後も、三重県廃棄物処理計画に明記し、取組を進めていく予定です。</p>

<参考>

【廃棄物処理法 抜粋】

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

【産廃条例 抜粋】

(県の責務)

第三条 県は、事業者、産業廃棄物処理業者、土地所有者等、市町その他の行政機関及び県民との緊密な連携を図りながら、産業廃棄物の適正な処理の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、産業廃棄物の不適正な処理を防止するため、監視体制を整備するとともに、県民の協力を得るよう努めなければならない。

優良認定処理業者への委託時における規制の合理化

【改正内容（案）】

1 処分を委託する場合の確認（現行条例 第7条関係）

「優良認定処理業者（優良認定取得後、次の許可更新までの間、特定不利益処分を受けた者を除く）」への処分の委託については、現行の条例第7条第1項で規定している処分を委託する場合の確認に関して、現行の条例施行規則第3条第1項で定めている実地確認以外での間接的な方法による確認を可能とする規制の合理化を行います。

2 県内搬入に係る届出等（現行条例 第9条～第12条関係）

「優良認定処理業者（優良認定取得後、次の許可更新までの間、特定不利益処分を受けた者を除く）」への処分の委託については、現行の条例第9条第1項で規定している産業廃棄物の県内搬入に係る届出に関して、同項ただし書きで規定している「200 t 未満又は 200m³ 未満」の裾切り要件を「1,000 t 未満又は 1,000m³ 未満」とする規制の合理化を行います。

（考え方）

1 処分を委託する場合の確認（現行条例 第7条関係）

廃棄物処理法では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとする、排出事業者責任の原則が規定されています。このため、廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託した場合であっても、排出事業者に処理責任があることに変わりはありません。

排出事業者責任の徹底を図るため、現行の条例第7条では、産業廃棄物の処分を委託する場合の確認を義務付け、その確認方法については、条例施行規則第3条第1項により実地に調査することとしています。

平成22年の廃棄物処理法の改正により創設された優良認定制度においては、産業廃棄物の処理状況や処理施設の維持管理状況等の公表といった事業の透明性等に係る基準が定められています。優良認定処理業者へ委託する場合、条例第7条で確認を求めている事項に関して、公表されている情報により一定の確認が可能であると考えられることに加え、遵法性等について通常の許可基準よりも厳しい基準を満たしていることを加味すると、実地確認を行わなくとも、間接的な方法による確認によって、現行の条例第7条で求めている排出事業者としての責務を果たすことができると考えられるため、規制の合理化を図ることが妥当と考えられます。

なお、廃棄物処理法では、優良認定の取消規定がないため、仮に、特定不利益処分を受ける等、優良認定取得後に認定基準を満たさなくなった場合でも、次回の許可更新までの間は、優良認定処理業者として事業を継続できるという運用上の課題があります。このような特定不利益処分を受けた優良認定処理業者に委託する場合に実地確認の省略を認めることは適切ではないと考えられるため、実地確認以外での確認を可能とする業者は、「優良認定処理業者のうち、優良認定取得後、次の許可更新までの間、特定不利益処分を受けていない者」とすることが妥当と考えられます。

2 県内搬入に係る届出等（現行条例 第9条～第12条関係）

現行の条例第9条による県内搬入届出制度は、県外の排出事業者には、条例第7条の産業廃棄物の処分を委託する場合の確認義務を課すことができないことから、一定量以上の産業廃棄物を県内に搬入して処分する場合に県知事への届出義務を課し、事前に状況を把握するとともに、不適正な処分等が行われるおそれがある場合に、適切な指導を行うことを目的として設けた規定です。

条例制定後、平成22年の廃棄物処理法の改正により、全国一律的に排出事業者による処理状況に関する確認の努力義務規定が設けられました。また、優良認定制度が創設され、優良認定処理業者においては、産業廃棄物の処理状況等についてインターネットで公表する等、事業の透明性や遵法性等が確保されています。このため、優良認定処理業者へ委託する場合は、県内搬入届出に係る規定について 規制の合理化を図ることが妥当と考えられます。

一方、優良認定処理業者への委託であっても、多量の産業廃棄物や有害な産業廃棄物（指定特別管理産業廃棄物）の県外からの搬入に関しては、これらの処理に関する処理施設周辺の住民等の不安感に対し、県が迅速かつ的確に対応するため、引き続き、県内搬入届出を義務付ける必要があると考えられます。多量の産業廃棄物の考え方については、廃棄物処理法において、年間1,000t以上の産業廃棄物を排出する事業所を設置する事業者が多量排出事業者と定義されていることを参考にして、1,000tを基本とすることが妥当と考えられます。

以上のことから、優良認定処理業者への委託については、現行の条例第9条第1項で規定している産業廃棄物の県内搬入届出の裾切り要件を「200t未満又は200m³未満」から「1,000t未満又は1,000m³未満」とすることが妥当と考えられます。また、現行の条例第9条第2項で規定している指定特別管理産業廃棄物の県内搬入届出は現行制度を継続することが妥当と考えられます。

なお、規制の合理化を図る対象は、「1 処分を委託する場合の確認」と同様に「優良認定処理業者のうち、優良認定取得後、次の許可更新までの間、特定不利益処分を受けていない者」への委託に限ることが妥当と考えられます。

第 2 回部会における指摘事項に対する対応案
 (建設系廃棄物の適正処理に係る受注者(元請業者)の責務の追加等)

【条例の実効性の確保】

	指摘事項	対応案
1	公表規定を設けることについては、行政手続法や行政手続条例上の観点から可能であるかに関して、検討が必要ではないか。	<p>今回設ける公表規定については、県内の不法投棄の発生件数等に占める建設系廃棄物の割合に鑑み、公益を確保するため、条例で、受注者(元請業者)に対して発注者への説明等に係る義務を課し、当該義務の違反者に対して自主的な改善を促すための勧告を行ったうえで、それでも正当な理由なく改善がなされない場合に、公表を行う制度としています。</p> <p>また、公表にあたっては、意見を述べる機会の付与を条例に規定し、あらかじめ勧告を受けた者から意見を聴取したうえで、公表の必要性を判断することとします。</p> <p>以上のことから、行政手続法及び行政手続条例の趣旨を踏まえた制度であると考えています。</p> <p>(資料 3-1)</p>

<参考：三重県行政手続条例 抜粋>

(行政指導の一般原則)

第三十条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該県の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容が相手方の任意の協力によって実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が 行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。ただし、公益を確保するため必要がある場合に、行政指導の事実又は相手方がそれに従わない事実を公表することを妨げない。

3 前項ただし書の場合において、県の機関は、事実の公表をしようとするときは、行政指導の相手方に対してその意見を述べる機会を与えなければならない。

【発注者の役割】

	指摘事項	対応案
1	<p>廃棄物処理法上の処理責任がない発注者に対して、義務（通報義務）を課すことは妥当か。</p> <p>また、発注者に課す適正処理の確認は努力義務である一方で、不適正な処理を知った場合には通報義務を課す制度は妥当か。</p>	<p>県内の不法投棄の発生件数等に占める建設系廃棄物の割合に鑑み、今回の改正では、排出事業者責任の更なる徹底を図るため、受注者（元請業者）の責務を定め、発注者には一定の協力（役割）を求めるものです。そのため、ご指摘を踏まえ、通報に係る協力内容について、「義務」から「努力義務」に改めます。</p> <p>（資料3-1）</p>

【土地所有者等の責務】

	指摘事項	対応案
1	<p>産業廃棄物の不適正な処理が行われ、その悪化や拡大が懸念される場合に土地所有者等に求める「必要な措置」の内容については、土地所有者等が一般的に廃棄物関係でどのような責務を負っているかなど、他自治体の例も参考にしながら、慎重に検討することが必要ではないか。</p>	<p>県内においては不法投棄等が発覚した段階で、侵入防止等の措置を講じていれば、被害の拡大を防ぐことができたと思われる事案が発生しています。</p> <p>こうした県内で発生した事案を踏まえると、産業廃棄物の不適正な処理が行われ、その悪化や投棄の拡大が懸念される場合に、これらを防止するための措置としては、「①不法投棄廃棄物の撤去、②立入禁止看板の設置、侵入防止柵の設置など」（生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置）が適当と考えられ、他自治体の例も参考にして、土地の管理責任の重要性等から土地所有者等にこれらを求めたいと考えています。</p> <p>なお、求める措置の内容と強度のバランスを考慮し、「勧告することができる」から「指導することができる」と規定方法を改めます。</p> <p>（資料3-2）</p>

建設系廃棄物の適正処理に係る受注者（元請業者）の責務の追加等**【改正内容（案）】****1 解体工事の受注者（元請業者）の義務（新規）****（１）義務の内容**

解体工事の受注者（元請業者）から、発注者に当該解体工事の施工に伴い生じる産業廃棄物の処理に関する事項を書面で説明する規定を追加します。

（２）対象とする解体工事

解体工事のうち、建設リサイクル法第 9 条第 1 項（同法施行令第 2 条）に規定する対象建設工事（建物の解体：延床面積 80m²以上、工作物等の解体：請負金額 500 万円以上）については、受注者（元請業者）に対して発注者への説明を義務付け、当該規模未満の解体工事については努力義務とします。

（３）発注者への説明内容等

解体工事の受注者から発注者への説明については、工事開始前及び工事完了後に行うものとし、それぞれ、次の書面を交付して次の期間までに行うものとします。

<工事開始前>

書面：解体工事の施工に伴い生じる産業廃棄物の種類ごとの発生見込量、予定処分先、予定処分方法及び処理費用を記載した書面。

期間：工事を開始する日まで

<工事完了後>

書面：「①最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票の写し」、「②最終処分終了報告があった電子マニフェスト情報を出力した書面」、「③同等の内容が記載された書面（受注者（元請業者）自らが処分を行った場合）」のいずれか。

期間：①②の場合は、産業廃棄物管理票又は電子マニフェストにより最終処分が終了した旨の報告を受けた日から 15 日以内。③の場合は、最終処分が完了した日から 15 日以内。

（４）説明記録の保存

発注者への説明に用いた書面については、発注者の確認を受けたうえで、受注者（元請業者）に対して 5 年間保存することを義務付けます。

（５）勧告及び公表

受注者（元請業者）が発注者に説明を行わなかった場合、虚偽の説明をした場合、又は説明記録を保存していなかった場合、受注者（元請業者）に対して勧告することができる規定を設けます。また、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、その旨及び当該勧告の内容並びに氏名又は名称を公表することができる規定を設けます。公表については、その必要性を判断するため、意見を述べる機会の付与を条例に規定し、あらかじめ勧告を受けた者の意見を聴取したうえで行うものとします。

2 発注者の役割（新規）

- (1) 解体工事の発注者に対して、受注者（元請業者）から説明を受けることにより解体工事の施工に伴い生じる産業廃棄物の適正処理の確認に努めるとする規定を追加します。
- (2) 解体工事の発注者が、解体工事の施工に伴い生じた産業廃棄物が適正に処理されていないことを知ったときは、受注者（元請業者）に対し必要な措置の実施を請求するよう努めるとする規定を設けるとともに、その旨を速やかに知事に通報するよう**努める**とする規定を追加します。

（考え方）

1 解体工事の受注者（元請業者）の義務（新規）

（1）義務の内容

本県における不法投棄の発生件数・発生量は近年増加傾向にあり、特に建設系廃棄物の割合が高く、最近5年間では発生件数で約71%、発生量で約99%を占めており、その大半は、解体工事により発生したものとなっています。

建設工事に伴い生ずる廃棄物については、重層的な下請構造に起因して処理責任の所在が曖昧になりやすいため、平成22年の廃棄物処理法の改正によりその処理責任は元請業者にあることが明確化されましたが、県内においては、未だその責任が果たされていない事案が散見されており、元請業者の排出事業者責任の徹底をより一層図ることが必要です。

また、解体工事に伴い生ずる建設系廃棄物の処理費用を負担するのは、事実上、発注者となりますが、発注者には適正処理に関する責務がないため、解体工事を発注する際に、できる限り安価で短期間の工事を受注者（元請業者）に求める構造になりやすく、その結果として、適正な廃棄物の処理費用が支払われず、不適正な処理につながっているおそれがあると考えられます。

これらのことから、解体工事の施工に伴い生じる産業廃棄物の適正処理に向けて、受注者（元請業者）から発注者への説明規定を条例に新たに定め、受注者（元請業者）の意識向上を図り、排出事業者責任の更なる徹底を求めることが適切と考えられます。

（2）対象とする解体工事

小規模な建築物等の解体工事まで説明の義務付け対象とすると、受注者（元請業者）や発注者にとって過度な負担になると考えられることから、一定の要件を設けることが妥当と考えられます。

建設リサイクル法では、対象建設工事の受注者（元請業者）から発注者への分別解体等の計画等に係る事前説明と特定建設資材廃棄物に係る再資源化等に係る内容の報告義務が課されており、その義務の履行と併せて説明することが合理的であることから、建設リサイクル法第9条第1項（同法施行令第2条）に規定する対象建設工事を発注者への説明の義務付け対象にすることが妥当と考えられます。

一方、小規模な建築物等の解体工事から生じた廃棄物の不適正処理も発生していることから、建設リサイクル法の対象建設工事の規模未満の解体工事についても同様の説明手続きに係る努力義務を課することが妥当と考えられます。

(3) 発注者への説明内容等

解体工事の施工に伴い生ずる産業廃棄物の適正処理を確保するうえでは、工事開始前に、廃棄物の種類ごとの発生量、処理費用等を適切に見込んで解体工事全体の計画を立ててもらふことが重要と考えられます。このため、工事開始前に、受注者（元請業者）が廃棄物の種類ごとの発生見込量、予定処分先、予定処分方法及び処理費用を記載した書面を発注者に交付し、受注者（元請業者）から発注者に説明することが適切と考えられます。

また、工事完了後には、発注者に解体工事の施工に伴い生じた産業廃棄物を適正に処理した旨を説明してもらふことが重要と考えられます。そのためには、廃棄物処理法の産業廃棄物管理票や電子マニフェスト情報による説明が合理的と考えられるため、工事完了後には、最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票（産業廃棄物管理票E票）の写し又は最終処分終了報告のあった電子マニフェスト情報を出力した書面を交付し、受注者（元請業者）から発注者に説明することが適切と考えられます。

なお、受注者（元請業者）自らが産業廃棄物を処理した場合は、産業廃棄物管理票の交付や電子マニフェストの使用が発生しないため、これらと同等の内容が記載された書面により受注者（元請業者）から発注者に説明することが妥当と考えられます。

(4) 説明記録の保存

今回の改正における目的である受注者（元請業者）の排出事業者責任の徹底と発注者の意識向上を図るうえでは、受注者（元請業者）が説明を行い、発注者がその内容を十分に確認することが重要です。そのため、説明に用いた書面については発注者の確認を受けたうえで、廃棄物処理法の排出事業者責任を有する受注者（元請業者）に対して5年間保存することを義務付けることが適切と考えられます。

(5) 勧告及び公表

今回、新たに規定することを検討している受注者（元請業者）の責務については、県内の解体工事において排出事業者責任が果たされていない事案が発生している状況に鑑み、受注者（元請業者）に対して排出事業者責任の徹底を求めることを目的として設ける規定です。

このため、受注者（元請業者）が発注者に説明を行わなかった場合、虚偽の説明をした場合、又は説明記録を保存していなかった場合、受注者（元請業者）に対して、これらの責務を果たすよう勧告することができる規定を設けることが適切と考えられます。

さらに、勧告を受けた受注者（元請業者）が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、公表することができる規定を設けることが適切と考えられます。

なお、公表にあたっては、あらかじめ勧告を受けた者の意見を聴取し、その必要性を判断したうえで行うことが適切と考えられます。

2 発注者の役割（新規）

解体工事の施工に伴い生じる産業廃棄物の処理責任は元請業者にあります。県内においては、未だ排出事業者責任が果たされていない事案が散見されています。このため、受注者（元請業者）の排出事業者としての意識向上を図ることを目的に、発注者の協力を求めることが適切と考えられます。

協力を求める内容については、発注者には廃棄物処理法上の処理責任がないことを考慮して、受注者（元請業者）から説明を受けることにより解体工事の施工に伴い生じる産業廃棄物の適正処理の確認に努めることに加え、当該産業廃棄物が適正に処理されていないことを知ったときは、受注者（元請業者）に対し必要な措置の実施を請求するよう努めるとともに、その旨を速やかに知事に通報するよう努めるとする努力義務とすることが妥当と考えられます。

土地所有者等の責務の見直し

【改正内容（案）】

土地所有者等への指導（新規）

知事は、産業廃棄物の不適正な処理が行われ、その悪化や拡大のおそれがあると認めるときは、当該産業廃棄物の不適正な処理が行われている土地に係る土地所有者等に対し、生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるよう指導することができる規定を追加します。

（考え方）

不法投棄等がなされた土地において、その後も土地所有者等がその土地の管理を怠っている場合、あるいは不適正処理の状況を知りながら放置している場合は、更なる悪化や拡大が懸念されます。実際、県内においては不法投棄等が発覚した段階で、侵入防止等の措置を講じていれば、被害の拡大を防ぐことができたと思われる事案が発生しています。

産業廃棄物の不適正処理の未然防止に関しては、土地の適正管理が重要であることから、現行の条例においても、土地所有者等に対して、産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、その所有地等の適正な管理に努めなければならないとする責務等を定めているところですが、県内で発生している不法投棄事案等を踏まえ、産業廃棄物の不適正な処理が行われ、その悪化や投棄の拡大が懸念される場合にあっては、土地所有者等に対して、必要な措置（①不法投棄廃棄物の撤去、②立入禁止看板の設置、侵入防止柵の設置など）の実施について指導することができる規定を設けることが妥当と考えられます。